

意思決定能力を有するターミナル期透析患者と、 全ての医療行為を拒否する家族を経験して

長崎腎病院

○美佐保学 田中奈留美 青柳真生 山中真樹子 丸山祐子 宮崎健一
李嘉明 原田孝司 船越哲

【症例】

66歳、男性。透析歴3年7カ月、原疾患は糖尿病性腎症、妻と二人暮らし。透析導入後うつ病を発症したがその後安定していた。2010年5月胃癌摘出手術受けるが多発転移あり、外科医から妻へ余命3カ月と告知された。

【経過】

手術後、イレウスにて入退院を繰り返し、余命宣告の半年後、事前指示書では患者本人から終末期でも経口摂取の希望であったにも係らず、突然妻から全ての処置の中止希望があった。心療内科医の往診にて患者の意思決定能力ありの診断を受けた上で、院内倫理委員会にて当院の方針を決定し、家族への精神的ケアとして頻回な病状説明を行い、IVHと経口摂取を併用した。最終的に妻も納得された最期を迎えることができた。

【考案】

患者の意思を最優先とする原則に従い、家族の精神状態に問題があっても、家族の気持ちに配慮しながら必要な医療行為は継続すべきと考える。